

(素案)

長浜市 道路雪寒対策の
基本的な考え方について
(第1期)



※第4回 懇話会資料版

長浜市 都市建設部 道路河川課

※ 表紙：平成30年1月24日（水）午前10時30分頃
国道365号 椿坂トンネル付近

目 次

第1部 総論

第1章 基本的事項

1. 「長浜市道路雪寒対策の基本的な考え方」策定の趣旨 ・ P. 1
2. 「基本的な考え方」の位置付け ・ P. 1
3. 「基本的な考え方」の期間 ・ P. 2

第2章 「基本的な考え方」の基本方針

1. 長浜市を取り巻く状況
 - (1) 現況 ・ P. 3
 - (2) 降雪傾向 ・ P. 5
 - (3) エリアごとの除雪班の人員数 ・ P. 7
 - (4) 除雪の出動回数 ・ P. 8
 - (5) 除雪車の保有状況 ・ P. 8
 - (6) 長浜市の除雪車格納庫の状況 ・ P. 9
 - (7) 長浜市の雪寒対策費 ・ P. 11
 - (8) 自治会向けの除雪支援制度（補助）について ・ P. 11
 - (9) 除雪に関連する法令について ・ P. 13
 - (10) 道路管理区分ごとの除雪実施主体について ・ P. 13
 - (11) GPSを用いた除雪車運行管理システムについて P. 14
2. 道路雪寒対策の基本的な考え方について
 - (1) 道路雪寒対策の基本的な考え方 ・ P. 15
 - (2) 「基本的な考え方」を実施していくにあたっての基本原則
・ P. 15

第2部 各論

1. 除雪対策本部の体制について
 - (1) 現状の課題 ・ P. 19
 - (2) 課題の解決に向けた方向性 ・ P. 19
2. 除排雪路線・エリアの整理
 - (1) 現状の課題 ・ P. 20
 - (2) 課題の解決に向けた方向性 ・ P. 20
3. 除雪車両格納庫の新設および更新
 - (1) 現状の課題 ・ P. 21
 - (2) 課題の解決に向けた方向性 ・ P. 21
4. 除雪車両の計画的な更新

(1) 現状の課題	P. 22
(2) 課題の解決に向けた方向性	P. 22
5. 消融雪装置の維持管理および新規導入	
(1) 現状の課題	P. 23
(2) 課題の解決に向けた方向性	P. 23
6. 市民が主体となった除雪対策を助成する制度の整備	
(1) 現状の課題	P. 25
(2) 課題の解決に向けた方向性	P. 25
7. 除雪対策について年間を通じ専門的に行う体制の整備	
(1) 現状の課題	P. 26
(2) 課題の解決に向けた方向性	P. 26
8. 除雪対策に関する広報・広聴の充実	
(1) 現状の課題	P. 27
(2) 課題の解決に向けた方向性	P. 27

第3部 「基本的な考え方」の推進

1. 「基本的な考え方」の策定体制	P. 28
2. 「基本的な考え方」の推進体制	
(1) 除雪対策について年間を通じ専門的に行う体制の整備について	P. 29
(2) 庁内の推進体制について	P. 29
(3) 市民等との協働体制について	P. 30
(4) 第2期基本的な考え方の策定に向けた「(仮称)長浜市道路除雪対策の基本的な考え方の推進にかかる懇話会」の設置について	P. 30

第1部 総論

第1章 基本的事項

1. 「長浜市道路雪寒対策の基本的な考え方」策定の趣旨

長浜市では、冬季における道路の安全かつ円滑な交通を確保し、災害時における緊急車両等の通行の確保、経済活動の停滞防止、市民生活の不便解消を図るため「道路除雪」「路面凍結防止の作業」「消雪装置の稼働」を『雪寒対策』として実施しているところです。

この雪寒対策を実施する体制（以下「雪寒体制」という。）については、1市2町合併（平成18年2月13日）において、合併協定項目の調整方針（①一体性の確保 ②住民福祉向上の原則 ③負担公平の原則 ④健全な財政運営の原則 ⑤行政改革推進の原則 ⑥適正規模準拠の原則）に基づいて「道路雪寒対策は、合併後も現行水準を維持する。」としています。

また1市6町合併（平成22年1月1日）において、合併協定別紙で、雪寒体制の取り扱いについて、「市町道の除排雪については、合併時は現行のとおりとし長浜市に引き継ぎ、合併後より適切な体制となるよう検討する。」としています。

さらには、合併基本計画（平成26年10月改定）において、災害に強いまちづくりを進める中で「大雪を想定した適切な除雪体制の整備や、（中略）除排雪対策を図ります。」としています。

このように、市政として雪寒対策は重要課題の一つとなっているなか、先述の取り組みや地域除雪作業委託補助、除雪機械購入補助等、様々な対応を実施してきたところで

しかしながら、「道路除雪」及び「路面凍結防止の作業」について、「除雪路線にしてほしい」「あの道は除雪されているのにこの道はなぜ除雪できないのか」「除雪されていない」「除雪が遅い」「今、どこを除雪しているのか」「除雪の質が低下した」「凍結防止剤の散布しすぎで車が錆びる。」「消雪施設を新設・延伸してほしい」「消雪施設が作動していない。」等々、要望や苦情が数多く寄せられ、年々増加している状況にあります。

このため、「道路除雪」及び「路面凍結防止の作業」が限られた予算の中で、効率的かつ効果的に実施できるよう、また、持続可能な雪寒体制を確立すべく、雪寒対策に関する基本計画である「長浜市道路雪寒対策の基本的な考え方」（以下「基本的な考え方」という。）を策定することとなりました。

2. 「基本的な考え方」の位置づけ

基本的な考え方は、平成29年3月に策定した「長浜市総合計画」を上位計画とし、その中の「2 まちづくりの政策・施策」の政策6「環境・都市」目標4「生活基盤の

整ったまちづくり」施策2「道路等の整備」に記載されている雪寒対策事業を具体化するため、施策の方向性をまとめたものです。

3. 「基本的な考え方」の期間

本計画の期間は、平成YY年MM月1日から平成YY年3月末までの5年間とします。

第2章 基本方針

1. 長浜市をとりまく状況

(1) 現況

① 位置・地形・気候

長浜市は、滋賀県の東北部に位置し、北は福井県、東は岐阜県に接しています。周囲は伊吹山系の山々と、ラムサール条約の登録湿地でもある琵琶湖に面しており、中央には琵琶湖に注ぐ姉川や高時川、余呉川等により形成された豊かな湖北平野と水鳥が集う湖岸風景が広がり、県内でも優れた自然景観を有しています。

また、北國街道やこの街道と中山道を結ぶ最短経路であった北國脇往還沿道や、戦国時代を偲ばせる長浜城や小谷城跡、賤ヶ岳、姉川古戦場をはじめ、竹生島の宝巖寺、渡岸寺の国宝十一面観音をはじめとする数多くの観音が祀られる観音の里など、すぐれた歴史的遺産を有しています。

この地域は、京阪神や中京、北陸の経済圏域の結節点としての位置にあり、京都市や名古屋市からは約60キロメートル圏域、大阪市からは約100キロメートル圏域にあり、JR北陸本線・湖西線や北陸自動車道を主な広域交通軸として、これらの経済圏域と利便性高く結びついています。さらに、平成18年10月にJR北陸本線・湖西線が直流化されたことにより、「琵琶湖環状線」として京阪神圏はもとより、北陸圏域への交通利便性が今後ますます高まるものと考えられます。

気候は春から秋にかけては穏やかで過ごしやすく、冬季は日本海からの季節風が吹き込み、雪による降水量の多い日本海側の気候となっています。

なお、余呉地区は特別豪雪地帯に、長浜、浅井、木之本及び西浅井地区は豪雪地帯に指定されています。

② 人口

長浜市において、少子・高齢化の進行とともに、若年世代を中心とした都市部への流出や、市北部地域から市南部地域へ、また、市南部地域から市外へと人口の流出が続いています。

総人口は11万8,230人（平成27年（2015年）国勢調査速報値）で、うち15歳未満の年少人口は16,638人（-1,609人）、65歳以上の老年人口は30,958人（+1,394人）となっています。

平成22年（2010年）と比較して、約5,900人の減少となっています。

③ 長浜市内の道路の概況

平成28年3月末現在の長浜市の国道、県道、市道の総延長は約1,669kmであり、その内訳として、国道・県道が約470.4km、市道が約1198.6kmで、市道が全体の約7割を占めており、その延長は国道の約10倍、県道の約4倍となっています。

道路網の骨格は、市域のほぼ中央部を南北に縦貫する北陸自動車道と国道8号、国道365号、市域の北部を東西に横断する国道303号を中心に、これら国道相互を連絡する主要地方道、一般県道、主な市道により形成されています。

④ 長浜市が管理する除雪実施路線の延長

平成29年度の除雪実施路線の延長については以下のとおりです。

【平成29年度 除雪実施路線延長】※ 単位：km

	市道延長	路線延長		
		直営	委託	計
長浜エリア	362.1	55.6	154.2	209.8
浅井エリア	181.1	52.6	29.4	82.0
びわエリア	98.7	6.1	51.8	57.9
虎姫エリア	61.4	16.0	32.0	48.0
湖北エリア	137.0	53.3	17.5	70.8
高月エリア	110.1	30.4	45.6	76.0
木之本エリア	100.6	16.6	52.7	69.3
余呉エリア	81.0	2.2	9.7	11.9
西浅井エリア	66.6	17.0	21.3	38.3
計	1198.6	260.2	403.8	664.0

⑤ 長浜市が管理する消雪設備の延長

平成29年12月1日現在の長浜市が管理する消雪設備の延長等は以下のとおりです。

【平成29年度 消雪設備延長】

	消雪装置延長（単位：m）		水源地（単位：箇所）	
	消雪工	流雪工	地下水利用	河川水利用
長浜エリア	1, 588	—	5	—
浅井エリア	12, 385	760	11	3
びわエリア	580	—	1	—
虎姫エリア	91	—	—	—
湖北エリア	2, 348	—	2	1
高月エリア	8, 578	—	11	1
木之本エリア	3, 180	—	3	1
余呉エリア	16, 601	—	29	7
西浅井エリア	5, 804	—	11	1
計	45, 461	—	—	—

(2) 降雪傾向

2001年以降の長浜市の南部・北部の降雪量は以下のとおりです。

南部、北部とも、近年では2006年（平成17年）に最も大きい降雪量を記録しています。

なお、長浜市南部には観測地点が存在しないため、米原市（観測地点：米原市朝日地区）の数値を長浜市南部として読み替えます。

【長浜市南部（米原）・北部の降雪量】※ 合計・値の単位：c m

地域	南部（米原市朝日地区）						北部（柳ヶ瀬）					
	降雪 合計	日降雪の最大		最深積雪			降雪 合計	日降雪の最大		最深積雪		
		値	月日	値	月日・時刻	値		月日・時刻	値	月日・時刻		
2001	-	-	-	-	-	-	699	47	1/16	160	1/17	11:00
2002	301	42	1/3	53	1/3	24:00	701	51	1/3	108	2/13	9:00
2003	157	29	12/26	44	12/27	6:00	360	30	1/30	41	12/27	9:00
2004	150	14	2/5	21	1/14	11:00	468	34	2/7	89	2/8	2:00
2005	221	33	2/2	40	2/3	9:00	614	50	3/13	124	2/3	9:00
2006	492	54	12/22	83	12/27	11:00	872	71	12/13	202	12/23	13:00
2007	81	28	3/12	27	3/12	10:00	151	22	3/8	18	3/9	8:00
2008	187	24	2/14	59	2/17	8:00	385	47	1/1	97	2/18	1:00
2009	61	10	1/24	10	1/24	14:00	210	24	1/24	47	1/16	1:00
2010	268	39	1/1	65	1/7	14:00	409	34	1/6	136	2/6	7:00
2011	294	40	12/31	65	1/31	10:00	581	57	1/31	249	1/31	13:00
2012	411	41	12/25	78	2/2	23:00	599	51	12/25	181	2/10	7:00
2013	231	25	12/24	26	12/24	7:00	499	45	1/26	100	1/28	5:00
2014	126	47	12/28	39	12/29	7:00	318	58	12/28	79	12/29	8:00
2015	258	34	1/2	52	1/2	10:00	597	55	1/1	160	2/10	13:00
2016	63	31	1/25	28	1/25	14:00	174	48	1/25	62	1/25	24:00

※ 寒候年とは、前年8月1日から当年7月31日までの期間のことです。

例えば、2008年寒候年は、2007年8月1日から2008年7月31日までの期間を示します。

(3) エリアごとの除雪班の人員数

平成29年度の長浜市のエリアごとの除雪班の人員数は以下のとおりです。

平成29年度は、班長以下、438名体制で市内の除雪作業を行っています。

【平成29年度 除雪班の人員数（1班当たり）】

(単位：人)

地区名	長浜	浅井	びわ	虎姫	湖北	高月	木之本	余呉	西浅井	
班数	4班	5班	4班	4班	4班	4班	5班	5班	5班	
本 部 員	本部長	副市長								
	副本部長	都市建設部長					北部振興局長			
	地区本部長	都市建設部長	支所長				支所長	北部振興局長	支所長	
	班長	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	副班長	2	1	1	1	1	1	1	1	1
	パトロール	4	2	1	1	1	1	1	1	1
	班員	オペレータ	6	8	1	6	5	6	4	2
	助手	6	8	1	2	3	2	3	2	1
合計	19	20	5	11	11	11	10	7	5	

※ 各地区本部員については、以下の業務を担当しています。

- ・班長………担当地区の除雪作業の総括
- ・副班長……班長の補助
- ・パトロール員…現地情報の収集等

〔 除雪作業出動および終了の判断（指示）、作業内容に関する指導、除雪作業状況の確認およびオペレータへの指示、外部からの問合せ・苦情対応、事故発生時の対応及び処理等 〕

(4) 除雪の出動回数

過去4年の長浜市の除雪の出動回数（直営班）は以下のとおりです。

【除雪作業の出動回数】※ 単位：回

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	合計	平均
本庁管内						5.85
長浜エリア	2	5	1	7	15	3.75
浅井エリア	5	16	2	15	38	9.50
びわエリア	2	6	1	6	15	3.75
虎姫エリア	2	6	1	7	16	4.00
湖北エリア	2	16	1	14	33	8.25
北部振興局管内						9.88
高月エリア	3	12	1	12	28	7.00
木之本エリア	3	14	1	14	32	8.00
余呉エリア	17	23	5	13	58	14.50
西浅井エリア	5	21	1	13	40	10.00

(5) 除雪車の保有状況

長浜市においては、市直営において除雪を行う路線と、市内業者に委託して除雪を行う路線の二通りの方法で除雪を行っています。

市内業者への委託について、業者が所有する除雪車両で除雪を行う委託契約（以下「借上委託」という。）と、市が所有する除雪車両を業者に貸与して除雪を行う委託契約（以下「貸与委託」という。）の二通りの手法を併用しています。

市直営、市内業者ともに、オペレータの人材確保が課題となっています。

① 長浜市の所有する除雪車両について

長浜市の所有する除雪車両について、大型のホイールローダやダンプトラック等、大型の除雪車両が85台、また、小型のホイールローダやロータリー除雪機をはじめとする小型の除雪車両が10台、計95台の除雪車両を保有しています。

これら長浜市の所有する除雪車両には、市の職員が直接乗り込み操作するもの（直営）と、市所有の除雪車両を貸与することにより、委託業者のオペレータが操作するもの（貸与）と、2種類の運用があります。

また、市所有の除雪車両の老朽化が進んでおり、年々維持管理費用が増嵩

している状況があることから、除雪車両の計画的な更新を行っていくことが必要です。

② 委託業者が使用する除雪車両について

長浜市の委託契約においては、前述しました市所有の除雪車両を委託業者に貸与するもの（貸与）と委託先の土木業者が所有する除雪車両を使用するもの（持込）の2つの運用があります。

平成29年度除雪作業において、持込委託及び貸与委託の地区別の状況は以下のとおりです。

【平成29年度 長浜市の除雪作業受託業者 持込／貸与委託 集計】

	持込委託		貸与委託		合計	
	委託業者数	車両台数	委託業者数	車両台数	委託業者数	車両台数
長浜エリア	22	46	0	0	22	46
浅井エリア	7	12	1	1	8	13
びわエリア	3	4	3	4	5	8
虎姫エリア	5	8	1	2	5	10
湖北エリア	4	6	0	0	4	6
高月エリア	3	6	3	7	6	13
木之本エリア	16	30	0	0	16	30
余呉エリア	3	8	0	0	3	8
西浅井エリア	0	0	4	5	4	5
計		120		19	73	139

※ 同一の業者に対し、持込と貸与の契約が重複しているケースもあることから、持込業者数と貸与業者数の合計は一致しません。

※ 車両台数には予備車や凍結防止剤散布車は含みません。

(6) 長浜市の除雪車格納庫の状況

現在、長浜市で保有する除雪車格納庫の状況は以下のとおりです。

【長浜市が保有する除雪車両格納庫 一覧】

施設名称	棟別名称	住所	用途	階数	構造	面積 (㎡)	建設年	建築設備	防火設備
今川雪寒 基地（旧 長浜市）	車庫兼事 務所（西）	今川町 176番地	車庫（兼 事務所）	1	S造	158	H6	○	×
	車庫（中）	1	車庫	1	S造	292	S53	○	×
浅井雪寒 基地（旧 浅井町）	車庫（北）	三田町 1375番地	車庫	1	S造	120	H1	○	×
	車庫（西）		車庫	1	S造	336	S60	○	×
	車庫（東）		車庫	1	S造	180	H6	○	×
弓削雪寒 基地（旧 びわ町）	車庫	弓削町 348番地	車庫	1	S造	294	H7	○	×
杉野除雪 格納庫 （旧木之 本町）	車庫	木之本町 杉野 306 番地 1	車庫	1	S造	150	H6	○	×
（仮称） 北部地域 雪寒基地	車庫	木之本町 木之本 2127番地	車庫	1	S造	650 (予定)	H31 (予定)	未定	未定
余呉除雪 車庫・詰 所（旧余 呉町）	車庫	余呉町中 ノ郷 926 番地	車庫	1	S造	202	S54	○	×
永原除雪 車庫 （旧西浅 井町）	車庫	西浅井町 大浦 180 番地	車庫	1	S造	108	S53	○	×
塩津除雪 車庫 （旧西浅 井町）	車庫	西浅井町 塩津中 305番地 1	車庫	1	S造	308	H4	○	○

※ 虎姫エリアについては除雪車両格納庫がありません。

（支所内の駐車場等で保管）

※ 高月エリアについては、平成31年度完成予定の（仮称）北部地域雪寒基地に格納予定です。

※ 湖北エリアについてはバス格納庫（教育総務課所管）内で除雪車両を保管しています。

(7) 長浜市の雪寒対策費

過去4年度の長浜市の雪寒対策費（決算）は以下のとおりです。

平成25年度から平成28年度の過去4か年度間に、約15億円余り、平均1か年度あたり約3億8000万円を雪寒対策費に要しています。

【長浜市の雪寒対策費 決算】※ 単位：千円

		H25	H26	H27	H28	合計	平均
歳入	決算額	256,388	481,490	312,863	493,833	1,544,574	386,143
	一般財源	220,537	333,603	290,693	462,663	1,307,496	326,874
	国・県費他	35,851	147,887	22,170	31,170	237,078	59,269
歳出	決算額	256,388	481,490	312,863	493,833	1,544,574	386,143
	除雪車関連	60,179	107,210	72,864	52,005	292,258	73,064
	消融雪装置関連	49,897	63,626	94,594	98,884	307,001	76,750
	作業委託料	125,310	265,166	120,199	276,270	786,945	196,736
	各種補助金	5,084	13,371	3,745	11,162	33,362	8,340
	その他事務費	15,918	32,117	21,479	55,512	125,026	31,256

- ※1 「除雪車関連」支出には、車両の購入費用の他、燃料費・修繕費・保険料・税金等が含まれます。
- ※2 「消融雪装置関連」支出には、装置の維持管理費用（管理委託料・修繕料・電気代等）の他、新規設置する際の設計費用や工事費用も含まれます。
- ※3 「各種補助金」支出は、除雪機械購入補助金と地域除雪作業委託補助金の合計額です。
- ※4 「その他事務費」支出には、職員手当や消耗品の購入費用、その他除雪車両運行管理システムの導入及び運用費用も含まれます。

(8) 自治会向けの除雪支援制度（補助）について

現在、本市においては地域住民の自助・共助による除雪作業を推進するべく、自治会向けに「除雪機械購入補助金」「地域除雪作業委託補助金」という二つの補助制度を設けています。

① 除雪機械購入補助金

* 目的

通学路や町内の生活道路など公道の除雪を自主的に取り組まれる団体に対して、除雪機械の環境整備を促進すること

* 補助対象団体

自治会、その他市長が認めた団体

* 補助対象となる経費

除雪機械の購入費用

* 補助金の額

除雪機械1台の購入価格の2分の1以内

ただし、補助金の最高額は150万円

【参考：年度ごとの利用実績（決算額）】

年度	補助件数	金額（単位：千円）
平成24年度	23	15,382
平成25年度	4	2,735
平成26年度	3	4,495
平成27年度	2	2,097
平成28年度	2	383

② 地域除雪作業委託補助金

* 目的

自治会が業者などに委託する除雪作業の委託料を補助することで、降雪時の生活道路の通行確保を図ること

* 補助対象団体

自治会が生活道路の通行確保のために業者又は自治会員に委託する機械除雪作業の委託料で、次の全てを満たすもの。

・ 自治会と業者間、又は自治会と自治会員との間で委託契約を締結していること

・ 除雪作業を行う路線で、次のいずれかに該当すること

除雪指定路線以外の市道、車両通行可能な生活道路で沿線に概ね5戸以上の住居を有する路線、小中学校の通学路に指定されている路線、除雪指定路線に付帯する歩道等

* 補助対象となる経費・補助金の額

自治会が支払う委託料（時間単価に実稼働時間を乗じた額）の50%以内

【参考：年度ごとの利用実績】

年度	補助件数	金額（単位：千円）
平成24年度	86	3,877
平成25年度	122	2,349
平成26年度	120	8,876
平成27年度	124	1,648
平成28年度	116	10,464

※ 実績額は降雪量により左右されるため、年度ごとにばらつきがあります。

(9) 除雪に関連する法令について

行政が除雪を実施するにあたって、市民や企業が守るべきルールとしては以下のようなものがあります。

【参考：除雪に関連する法令】

内容	根拠となる法令
敷地内から道路へ雪出ししない	<ul style="list-style-type: none"> ・道路法第43条 ・道路交通法第76条 ・道路交通法施行細則第19条
路上駐車をしない	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の保管場所の確保等に関する法律
作業の支障となるものを道路におかない (歩車道の段差解消ブロック等)	<ul style="list-style-type: none"> ・道路法第43条 ・道路交通法第76条
河川に投雪しない	<ul style="list-style-type: none"> ・河川法施行令第16条
マンホールや雨水桝に投雪しない	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道法第16条
バスレーン（専用・優先）において通行帯 違反・駐停車違反をしない	<ul style="list-style-type: none"> ・道路交通法第20条
スパイクタイヤを装着しない	<ul style="list-style-type: none"> ・スパイクタイヤ粉じんの発生に関する法律 第7条

(10) 道路管理区分ごとの除雪実施主体について

道路にはそれぞれ管理区分が設定されており、国が管理する「国道」（一部県が管理）、県が管理する「県道」、そして市が管理する「市道」となっています。

その他、農業や林業に従事する人々の利用に供している道（「農道」や「林道」）がありますが、こういった道は、一般の交通に供しているものではないため、原則、除雪作業の対象とはしていません（ただし、農道の一部について、

通学路に設定されているなどの理由から、例外的に除雪作業を行っている場合があります。)

【参考：管理区分ごとの除雪作業主体 まとめ】

管理区分	除雪作業主体	問い合わせ先
国道 (8号)	国土交通省 近畿地方整備局 滋賀国道事務所 (彦根維持出張所)	0749-22-1140 (代)
県道 (国道365号含む)	滋賀県 長浜土木事務所 道路計画課	0749-65-6643 (直)
県道 (国道303号・365号含む)	滋賀県 長浜土木事務所 木之本支所 道路計画課	0749-82-3881 (直)
市道 ※旧長浜・東浅井郡エリア (一部、国県道の歩道含む)	長浜市 都市建設部 道路河川課	0749-65-6531 (直)
市道 ※旧伊香郡エリア (一部、国県道の歩道含む)	長浜市 北部振興局 建設課	0749-82-5904 (直)

(11) GPSを用いた除雪車運行管理システムについて

除雪作業については、これまで、市民から積雪時に除雪作業状況（進捗状況や作業経過等）に対する苦情や問い合わせが多数寄せられている状況でありましたが、実際の作業がどこまで進んでいるかを瞬時に状況把握する術が無く、苦情や問い合わせ対応に苦慮していました。

そこで、このような状況を改善すべく、平成28年度よりGPSを用いた「除雪車運行管理システム」を導入し、全除雪車両（直営・委託を問わず。凍結防止剤散布車両を含む。）にGPS端末を搭載し、除雪作業状況についてリアルタイムで状況把握が可能な体制を整えました。

そして、この除雪車運行管理システムは、現状の作業状況の確認だけでなく、除雪車両が作業したルート上のGPS測位データを蓄積することが可能です。

そうして得られた作業データは、現状分析のための基礎資料及び除雪路線の検討材料として活用したいと考えています。

なお、出動中の除雪車両のリアルタイム表示を長浜市ホームページ等において一般公開することは現状行っておりませんが、将来的には公開を検討します。

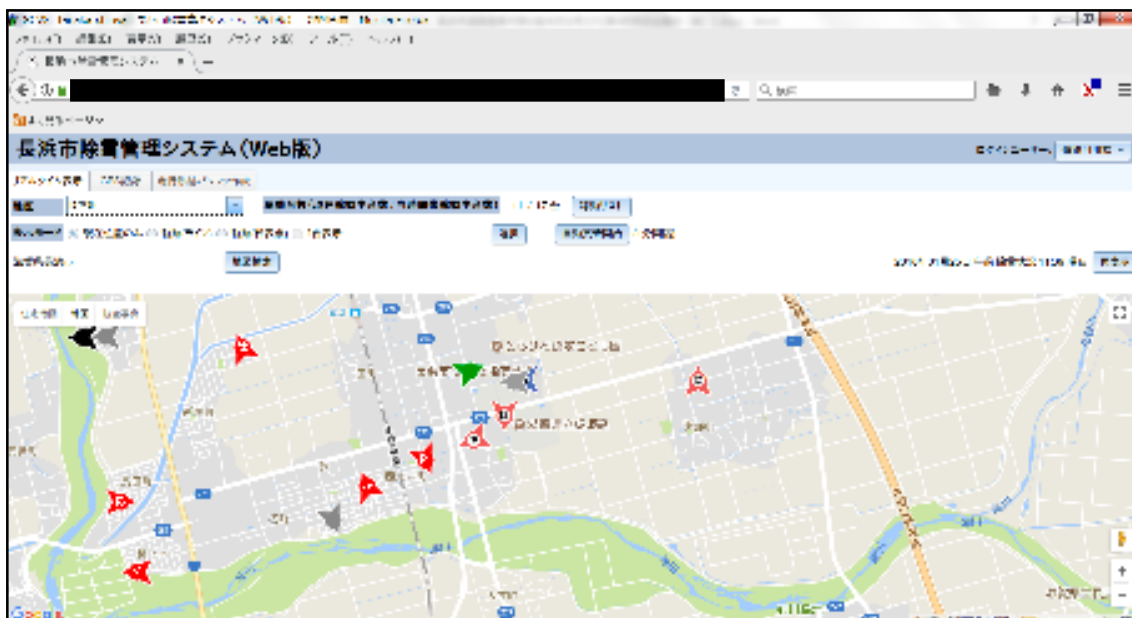
【参考：除雪車運行管理システムの主な機能】

- * 出動中の除雪車両のリアルタイム表示

* 過去の除雪状況の検索

※ 上記の情報をシステム上で保存し、集計・処理することにより、日報等の帳票も作成可能。

(画面イメージ図)



2. 道路雪寒対策の基本的な考え方について

(1) 道路雪寒対策の基本的な考え方

長浜市では、市道の維持管理については道路管理者である長浜市が行いますが、軽微なものについては、その道路の沿線住民、又はその集合体である自治会にご協力を頂いているところです。

その上で、除雪をはじめとする雪寒対策については、公の予算や人員を投入し、広域的に行った方が効率的・効果的に行えるものは、道路管理者である長浜市が行うべきものと考えています。

そうしたことから、長浜市では、第1章 1. の第1段落にもありますように「冬季における道路の安全かつ円滑な交通を確保し、災害時における緊急車両等の通行の確保、経済活動の停滞防止、市民生活の不便解消を図る」ことを目的とし、幹線道路と集落内の基幹となる道路について雪寒対策を実施しています。

(2) 「基本的な考え方」を実施していくにあたっての基本原則

そこで、上記(1)を達成するべく、以下の4点を基本原則とします。

- ① 行政は、限られた人員・予算の中で最も効果的かつ効率的な除雪路線や作業優先順位の設定を行う。
- ② 雪寒体制を持続的に実施可能なものにするべく、長期計画に基づいた除雪関連財産（除雪機械や車両基地、消雪装置等）の導入・更新・維持管理・処分を行う。
- ③ 除雪については、市民（自治会等）・企業は法令に定められたルールを守り、相互に協力し助け合いながら除雪を行うことで、冬期間の円滑な交通が自助・共助により確保できるよう努める。
- ④ 行政は、公共事業として除雪作業を円滑に執行することはもとより、③に挙げた自助・共助による除雪が進むよう、ルールや補助制度の整備に努める。

この4点に基づき、「第2部 各論」において、それぞれの課題に対し、基本的な考え方を示します。

なお、この基本的な考え方に沿って施策を進めていくにあたり、雪寒対策の見直しを伴うものについては、雪寒対策は市民生活に直接影響を及ぼすものであることから、その内容について広く周知し、また、その周知期間を十分に確保し、市民生活にマイナスの影響が極力生じないように、慎重に施策を進めていくこととします。

《高齢者等に対する除雪に関する支援制度について（参考）》

長浜市では、道路除雪だけでなく、高齢者福祉の観点から、雪下ろしに対しての支援制度を設けています。

また、長浜市社会福祉協議会においても、地域の除雪作業に関する支援制度を設けています。

具体的なお相談やお問い合わせについては、各事業の実施主体に直接お尋ねください。

◎ 雪下ろし費用補助事業（実施主体：長浜市 高齢福祉介護課）

居住する住宅の屋根の雪下ろし作業等を委託した時の費用に対して補助をします。

補助額は、作業1回あたり上限1万円（重機使用時は1回あたり1万円を加算）とし、同一世帯同一年度中に3回まで（地域によっては5回まで）とします。

* 対象 下記の①～③のいずれかに該当し、所得税非課税世帯で、かつ親族の支援による除雪が困難な世帯

※ 内容を関係各所に照会予定

① 概ね65歳以上の高齢者世帯

② 2人以上の身体障害者がいる世帯

③ ②の人と同居するものが65歳以上の世帯

* 個人負担 補助額との差額分

☎＝長浜市 健康福祉部 高齢福祉介護課 ☎0749-65-7789（直）

◎ 地域除雪支援事業（実施主体：（社）長浜市社会福祉協議会）

地域（自治会）の除雪活動をより一層進めていただくため、下記のメニューで自治会活動を応援します。

対象や個人負担など、詳しくは下記問い合わせ先までお尋ねください。

* 除雪機の貸出

* 自治会の地域除雪活動に対する損害保険の加入

* 地域除雪活動に対する相談支援

☎＝社会福祉法人 長浜市社会福祉協議会 ☎0749-78-8294（代）

《平成30年1月24日（水）午前中の長浜市南部と北部での天候（参考）》

平成30年1月24日（水）午前中の長浜市南部（JR長浜駅付近）と長浜市北部（余呉町柳ヶ瀬地先、余呉町 椿坂トンネル付近、余呉町中河内地先）の天候は以下の写真のとおりでありました。

同じ自治体とはいえ、南部と北部とでは大きな差があり、また、北部地域でもトンネルを越えただけでも大きな差があります。

◎ JR長浜駅付近



◎ 余呉町柳ヶ瀬地先



◎ 余呉町 椿坂トンネル付近



◎ 余呉町中河内地先



第2部 各論

1. 除雪対策本部の体制について（基本原則①関連）

（1）現状の課題

【除雪対策本部の体制整備について】

これまで、長浜市役所、北部振興局および各支所に除雪対策本部が設置されていましたが、現在、支所機能の見直しが進められています。

しかしながら、エリアごとにその降雪状況には大きな差が有ることから、除雪対策本部については、今後もエリアごとに設置し、その体制・規模を維持することにより、地域ごとに異なる降雪量に対応していく必要があります。

【除雪班員の配置・育成について】

現在、旧市町毎の除雪対策本部にはそれぞれ旧市町の男性職員を原則従事させるようにしていますが、退職による地域に精通した職員の減少、職員総数の減少、また、免許制度の改正により、オペレータとして除雪作業に従事可能な職員の減少等、人員の確保が課題となっています。

（2）課題の解決に向けた方向性

除雪対策本部については、今後も現在の体制を維持します。

また、職員減少に対応すべく、採用された旧市町毎の配置にこだわらず、現在の居住地をベースにした除雪班員の配置、若手職員を対象とした計画的なオペレータの育成、また、電話対応等性別に依らず従事が可能な業務への女性職員の参加についても検討します。

2. 除雪路線・エリアの整理（基本原則①関連）

（1）現状の課題

除雪路線について、過去2回それぞれの合併時の協定に基づく形で、旧市町の除雪路線を維持し、現在に至っています。

しかしながら、旧市町時代の除雪路線の選定基準がそれぞれに異なることから、今日まで、長浜市として統一された選定基準が整理されておらず、その結果、除雪路線の密度が高い／低いエリアが存在すること等の課題があります。

なお、除雪作業の委託業者の選定については、これまでは路線に精通しているという理由から、特定の業者へ路線単位での随意契約を行っているところですが、複数の路線を受け持つ業者においては、委託路線と委託路線の間の回送区間が長いなど、効率的な除雪作業という観点から、最適化されているとは言い難いケースもあります。

（2）課題の解決に向けた方向性

既存の除雪路線については、当面の間、原則その規模を維持するとともに、新規除雪路線を認定する場合、また、認定市道の廃止等、除雪を行うことが有効でないケースにおいて除雪路線の認定廃止を行う場合、それぞれの場合に対応したルール作りを行います（国県道の歩道除雪や通学路に設定されている農道・里道も含む）。

除雪路線については、その全てを一斉に行うことは出来ないことから、幹線的な機能を持つものや緊急輸送路等、重要度が高いと認められるものについては優先的に行う等、効率的かつ効果的な除雪が行うことが出来るよう、優先順位の整理や委託路線の組み替え等の検討を行います。

3. 除雪車両格納庫の新設および更新（基本原則②関連）

（1）現状の課題

現在、旧町エリア単位で除雪車両の保管を行っていますが、虎姫エリア及び高月エリアについては除雪車両が屋外で保管されており、高額な除雪車両にも関わらず、防犯面や機械の維持管理の観点等、財産管理上、大きな問題があります。

加えて、格納庫が設置されている長浜、浅井、びわ、湖北、木之本、西浅井各エリアについても、老朽化が著しく、防火施設も設置されていないことから、計画的な更新が必要です。

また、支所機能の見直しが進んでいますが、当面の間、現在各支所単位で設置されている除雪班本部機能を維持していく必要があることから、除雪班本部としてふさわしい機能を除雪車両格納庫に持たせる等、車両格納庫自体の機能の見直しを図る必要があります

（2）課題の解決に向けた方向性

現在、除雪車庫が無い高月エリア・虎姫エリアについては新設します。

高月エリアについては、現在更新が予定されている（仮称）北部地域雪寒基地へ、木之本エリアの車両基地と統合し、整備します。

また、虎姫エリアについては用地を新規取得する必要があるため、既存市有地の整理等、まずは新設箇所の選定を行います。

長期的には、既に車庫が設置されているエリアについて、築年数が古いものから順次更新しますが、特に老朽化が進行している西浅井エリア（永原雪寒基地 昭和53年造）と長浜エリア（今川雪寒基地北車庫 昭和53年造）については、優先的に更新します。

なお、新設・更新の場合には、必要に応じ、本部体制を執るために必要なスペースとインフラを確保します。

4. 除雪車両の計画的な更新（基本原則②関連）

（1）現状の課題

除雪車両は除雪作業に不可欠なものでありますが、高額なものであり、計画的な更新が求められます。

（2）課題の解決に向けた方向性

除雪車両の更新については、その費用を平準化できるよう、アフターパーツの市場での供給期間や稼働頻度などを考慮し、計画的に更新します。

稼働期間が25年を超えた車両については、1計画年次（5か年度）の間に更新を行う必要があります。

まずは、更新計画を立案するにあたり、除雪車両を規格ごとに分類し、同等の機械ごとに整理を行います。

5. 消雪施設の維持管理および新規導入（基本原則②関連）

（1）現状の課題

【消雪装置の維持管理について】

既存の消雪施設の維持管理については、現在、故障の都度修繕を実施しています。

多くの施設が設置から30年以上を経過し、修繕が不可能な重大な故障がいつ発生してもおかしくない状況です。

消雪施設は、軽微な故障であれば、その年の稼働に修繕を間に合わせることも可能ですが、故障が重大であった場合、費用も高額となり、その年度の雪寒期間に稼働が出来ず、機械除雪などにより対応をする必要性が生じます。

消雪施設管路設置路線を機械除雪で対応すると、ノズルを痛める等、余計に修繕費用がかかる可能性が高くなります。

消雪施設の故障を生じさせないように、消雪施設の年式を確認・整理し、古いものから順次点検を行い、また、点検で判明した箇所の修繕及び更新を計画的に行っていく必要があります。

【消雪施設の維持管理に係る自治会の費用負担について】

現在設置されている消雪施設については、その設置当時の自治体の考え方や設置の経緯により、自治体と自治会間の維持管理に関する負担割合について、作業負担または費用負担、もしくはその両方ともを按分方法について、地域間で差異があります。

また、自治会において修繕を含む一切の維持管理を担ってきた消雪施設もある中、そういった自治会については、消雪施設の老朽化に伴い、自治会の負担が増大していくことになります。

このようなことから、消雪施設の設置路線の種別や設置の経緯等を整理した上で、消雪施設の維持管理や更新における行政と自治会の役割分担やその負担割合等を決める必要があります。

【消雪施設の導入について】

消雪施設の導入については、これまでこれといった導入基準もなく、ただ単に導入費用が高額であることから、自治会からの要望があっても事業採択はしていませんでした。

しかしながら、地下水源が確保できた上で費用対効果の観点から、機械除雪よりも消雪施設の方が有利であるということが明確である路線については、消雪施設設置路線として検討していく必要があります。

なお、導入を検討する際には、付近の地下水位が低下するリスク（揚水ポンプ付近の個人宅の井戸が枯れてしまうこと等）や、消雪施設の故障により稼働が出来なくなるリスクについても勘案しておく必要があります。

（２）課題の解決に向けた方向性

市が管理する消雪施設については、その費用を平準化しつつ、計画的に更新します。

自治会が管理する消雪施設については、その地元負担が地域ごとに異なることから、市内全域で一定のルールをもってその役割分担や負担割合を定めるべく、まずは、上記の基礎資料となるよう、市内に設置された消雪施設について、整備された時期や延長など、台帳の再整備を行います。

そして、水源や消雪施設にかかる用地の確保、機械除雪と比較した時の費用対効果等の条件を満たすと考えられる路線については、消雪装置を導入することが出来ないか検討します。

6. 市民が主体となった雪寒対策を助成する制度の整備（基本原則③・④関連）

（1）現状の課題

平成27年度末に、自治会で行われている雪寒対策について、現在自治会の方で抱えておられる問題点を把握し、現在施行している補助制度をより良いものにし、また、新たな補助制度を設計する際の参考とするべく、地域除雪作業委託補助金の利用自治会に対し、アンケートを行いました。

そして、アンケートの集計、分析により、既存の補助制度には特に以下の4点の問題点があると考えています。

（既存制度の問題点）

- ① 手続きが煩雑（除雪機械購入補助、地域除雪作業委託補助とも）
- ② 補助金額が少ない（除雪機械購入補助、地域除雪作業委託補助とも）
- ③ 補助金額が伸び悩んでいる（特に除雪機械購入補助）
- ④ 豪雪地帯での複数台の補助への対応（特に除雪機械購入補助）

【参考：アンケートの実施内容】

- * 実施期間 平成28年3月1日～25日（金）
- * 実施対象 平成27年度に地域除雪作業委託補助金を実施していた自治会124自治会
- * 回収件数 69自治会（回収率55.65%）

（2）課題の解決に向けた方向性

短期的には、除雪機械購入補助制度について、自治会以外の団体（PTA等）にも助成対象を広げる、2台目以降の購入補助も可能にする、補助上限額の拡大等、これまで地域の除雪作業の主体であった自治会はもとより、様々な市民団体が主体となった雪寒対策を推進すべく、制度の見直しを行います。

長期的には、現在の制度（除雪機械購入補助制度、地域除雪作業委託補助制度）を一本化し、自治会の工夫で雪寒対策に関する様々な活用が可能な制度を検討します。

7. 雪寒対策について年間を通じ専門的に行う体制の整備（基本原則③・④関連）

（1）現状の課題

長浜市における雪寒対策の担当課は、道路河川課及び北部振興局 建設課ですが、支所機能の見直しによる管理するエリアの広域化、管理する除雪車両数の増大等、また、市民のライフスタイルの多様化等、除雪対策を取り巻く環境が年々変化しています。

それだけでなく、市民からのニーズや苦情も年々多様化し、複雑化の一途をたどっていることから、年間を通じ、雪寒対策を専門的に行う体制の整備が不可欠な状況になっています。

（2）課題の解決に向けた方向性

雪寒対策に関する事務や、苦情、要望が年々増加傾向にあることから、年間を通じて除雪対策を専門的に行う体制を整えるべく、関係課との調整、協議を行います。

8. 雪寒対策に関する広報・広聴の充実（基本原則③・④関連）

（1）現状の課題

本市において、雪寒対策に関する広報・広聴が全く行われてこなかったわけではありません。

しかしながら、実際に雪寒対策に関する記事が広報紙に掲載されるのは年2回（各種除雪に関する補助制度のお知らせ、および雪寒期間前の啓発）程度であり、市民に対して効果的な広報を行っているとは言えないのが現状です。

今後は「7. 雪寒対策について年間を通じ専門的に行う体制の整備」に併せ、当該部署により、雪寒期間前や緊急時だけでなく、通年での雪寒対策に関する広報、広聴を行い、市民における雪寒対策に関する理解や意識の浸透、現状の問題点に関する議論が深まるような施策を行うことが必要です。

また、インターネットを利用し、時流に合った情報発信を行うことが必要です。

加えて、情報発信については複数の言語に対応する等、多文化共生時代に合った情報発信の手法を検討していくことも求められます。

また、これらの雪寒対策への市民間での理解や意識の高まり、施策に対する議論の深まりの先に、市民・企業・行政三者の義務と責任を整理した「(仮称)長浜市雪寒対策基本条例」の制定についても考える必要があります。

（2）課題の解決に向けた方向性

雪寒対策について、どれだけの費用を要しているか、どれだけの人員を割いているのか等、その費用面をはじめ、これまで以上に雪寒対策に関する情報を効果的に広報できるよう、その手法（広報紙・ホームページ・SNS等）も含め、検討します。

長期的には、「(仮称)長浜市雪寒対策基本条例」の制定についてその内容を検討します。

第3部 基本的な考え方の推進

1. 基本的な考え方の策定体制

【長浜市雪寒体制のあり方懇話会】

本計画の策定にあたっては、平成28年9月に自治会長や各種団体の代表、建設業界の代表など、計12名で構成する「長浜市雪寒体制のあり方懇話会」を設置し、学識経験者を座長に計5回の協議を重ねながら、雪寒対策に関する意見・提言をいただきました。

【長浜市雪寒体制のあり方懇話会 委員名簿】

(敬称略)

分野	氏名 (敬称略)	備考
学識経験者	塚口 博司	立命館大学特任教授
連合自治会	中澤 芳一	神前栄町自治会長 ※平成28年度委員
連合自治会	森川 吟英	野瀬町自治会長 ※平成28年度委員 (上草野連合自治会長)
連合自治会	山内 昌達	木之本町川合自治会長 ※平成28年度委員 (木之本連合自治会長)
連合自治会	北川 康雄	加田東町自治会長 ※平成29年度委員 (神田連合自治会長)
連合自治会	嶋寺 隆	東野町自治会長 ※平成29年度委員 (下草野連合自治会長)
連合自治会	間所 忠司	中之郷自治会長 ※平成29年度委員 (余呉連合自治会長)
地域福祉	東野 了	長浜市民生委員児童委員協議会理事
高齢者福祉	藤元 法子	(社)長浜市社会福祉協議会 介護事業課副参事
交通安全	國友 隆房	長浜地区交通安全協会副会長
交通安全	田中 俊之	伊香地区交通安全協会副会長
建設業	森 善昭	(社)滋賀県建設業協会長浜支部長
建設業	湯本 聡	(社)滋賀県建設業協会伊香支部長 ※平成28年度委員
建設業	阪本 路弘	(社)滋賀県建設業協会伊香支部長 ※平成29年度委員
行政	今井 克美	長浜市都市建設部長 ※平成28年度委員
行政	米澤 辰雄	長浜市都市建設部長 ※平成29年度委員
行政	山田 昌宏	長浜市北部振興局長

【策定までの経緯】

(平成27年度)

3月1日～25日	補助制度に係る自治会へのアンケートの実施
----------	----------------------

(平成28年度)

9月23日	第1回 長浜市雪寒体制のあり方懇話会
1月11日	第2回 長浜市雪寒体制のあり方懇話会

(平成29年度)

11月29日	第3回 長浜市雪寒体制のあり方懇話会
2月5日	第4回 長浜市雪寒体制のあり方懇話会
3月DD日	第5回 長浜市雪寒体制のあり方懇話会
MM月DD日	長浜市道路雪寒対策の基本的な考え方(案)に関する市議会議員への説明
MM月DD日 ～MM月DD日	長浜市道路雪寒対策の基本的な考え方(最終案)についてのパブリックコメントの実施
MM月DD日	長浜市道路雪寒対策の基本的な考え方の公表

2. 基本的な考え方の推進体制

当該基本的な考え方の理念の実現に向け、基本的な考え方で定めた各項目の目標達成を目指し、市民・事業者・行政が丸となって雪寒対策の取り組みを総合的に推進していきます。

なお、降雪状況や社会情勢等の変化、進捗状況を踏まえながら、期間中であっても、必要に応じ見直しを柔軟に行うこととします。

(1) 雪寒対策について年間を通じ専門的に行う体制の整備について

これまで、都市建設部 道路河川課で担ってきた雪寒対策を部局横断的に取り組む体制を整備し、雪寒期間外の雪寒対策の準備だけでなく、年々変化する雪寒対策を取り巻く環境や、複雑化・高度化する市民のニーズ・苦情への対応、また、本計画の推進・進捗管理ができる体制を整えます。

(「7. 雪寒対策について年間を通じ専門的に行う体制の整備」参照)

(2) 庁内の推進体制について

上記(1)にて整備した部門を中心とし、計画の進捗状況や達成状況に応じた計画の検討や見直し等を行います。

そして、他の担当部局との調整・連携についても、当該部門を中心に行う

こととします。

- (3) 市民等との協働体制について
市民の「自助」意識や地域の「共助」意識の向上を図るとともに、市民・事業所・行政それぞれが取り組むべき役割を明確にすべく「(仮称) 長浜市雪寒対策基本条例」の制定を行います。
- (4) 基本的な考え方の第2期策定に向けた「(仮称) 長浜市道路雪寒対策の基本的な考え方の推進にかかる懇話会」の設置について
基本的な考え方の第2期策定に向けて「(仮称) 長浜市道路雪寒対策の基本的な考え方の推進にかかる懇話会」を設置して、「長浜市道路雪寒対策のあり方懇話会」の際と同様に、委員からはそれぞれの立場での意見をいただき、計画の推進や見直し、その他雪寒対策全体に関する意見聴取を行い、基本的な考え方の第2期に反映します。

